

## 奈良市教育支援委員会の傍聴について

- (1) 所定の場所で傍聴すること。
- (2) 議事に対して批判を加え、又は可否を表さないこと。
- (3) 鉢巻、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他の騒がしい行為をしないこと。
- (5) 飲食、飲酒、又は喫煙しないこと。
- (6) 写真の撮影、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

これらの条件を付して傍聴を認めます。なお、これらに違反し退場を命じたときは、直ちに退場をしなければなりません。

奈良市教育委員会